

平成18年から実施される司法試験（選択科目）に  
おける具体的な出題のイメージ（サンプル問題）

科 目	ページ
知的財産法	1
労働法	3
租税法	5
倒産法	7
経済法	12
国際関係法（公法系）	14
国際関係法（私法系）	16
環境法	18

## [ 新司法試験サンプル問題（知的財産法） ]

科目全般について

知的財産法においては、特許法と著作権法の2法を中心として出題することとし、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法等については、それ自体の知識や法律上の論点を問うことはしない。

〔問題〕 以下の設問に答えよ。なお、平成16年12月1日時点で施行されている法令を前提とする。

1. 甲会社は、発明Aにつき特許権を有しており、発明Aを無権限で実施している乙会社に対し、その実施の中止を求めて差止請求訴訟を提起した。乙会社は、甲会社が発明Aの発明者から特許を受ける権利を譲り受けてそれに基づき出願する前に、同発明者が発明Aを記載した論文を学会誌に発表していた事実を知った。

この場合、乙会社は、本件差止請求訴訟において、どのような主張をすることができるか。また、これに対して、甲会社は、どのような主張をすることができるか。

2. 丙会社は発明Bにつき特許権を有しており、丁会社は発明Bを無権限で実施している。丁会社は、発明Bの出願前に発行された特許公報において、発明Bの複数の実施態様のうちのひとつと同一内容の発明が掲載されていることを発見した。

この場合、丁会社は、丙会社に対して、どのような法的措置を採ることができるか。また、これに対して、丙会社は、どのような法的措置を採ることができるか。

（配点：50点）

### 【出題趣旨】

1. 特許権侵害訴訟における、特許権に無効理由が存在することが明らかであることを理由とする権利濫用の主張の可否（最判平成12年4月11日民集54巻4号1368ページ参照）、特許出願前の論文発表と発明の新規性（特許法第29条第1項、第30条）等に関する理解を問う。
2. 特許権侵害訴訟が提起されていない段階において無権限実施者が採ることができる法的措置としての(a)特許無効審判請求、(b)差止・損害賠償請求権不存在確認訴訟の提起、これらに対する特許権者による法的措置としての(a)特許無効審判における訂正の請求、(b)訂正審判請求、差止・損害賠償請求の反訴提起等に関する理解を問う。

なお、特許法については、「総則」（目的、定義、補正関係）、「特許及び特許出願」（特許の要件、発明の新規性の喪失の例外、特許を受ける権利、職務発明、特許出願、共同出願、先願）、「審査」（拒絶の査定、拒絶理由の通知）、「出願公開」（出願公開の効果等）、「特許権」（特許権の効力、特許権の効力が及ばない範囲、特許発明の技術的範囲、他人の特許発明等との関係、共有に係る特許権、専用実施権、通常実施権、

先使用による通常実施権，登録の効果），「権利侵害」，「審判」（拒絶査定不服審判，特許無効審判，訂正審判，共同審判，訂正の請求関係，職権による審理，審決の効力，訴訟との関係）及び「訴訟」を中心として出題する。また，著作権法については，「総則」（目的，定義），「作者の権利」（「著作物」，「作者」，「権利の内容」，「作者人格権の一身専属性等」，「著作権の譲渡及び消滅」，「権利の行使」）及び「権利侵害」を中心として出題する。

## [ 新司法試験サンプル問題 ( 労 働 法 ) ]

科目全般について

労働基準法，労働組合法などの基本法令及び労働契約に関する判例法理を中心に出题するが，男女雇用機会均等法，育児・介護休業法，労働者派遣法など，実務上重要と考えられる労働法令についても基本的な理解があることを前提とする。

### [ 問 題 ]

- 1．あなたが，弁護士として次のような相談を受けた場合，この配転命令の効力に関する法律上の問題点をどのように考えますか。
- 2．あなたが，相談者の代理人として配転命令の効力を争う場合，あらかじめ，どのような事実を確認しておきますか。

私は，東京の4年制の女子大を卒業後，精密機器関係のY社に入社しました。もうすぐ7年になります。いわゆる総合職で入社しましたので，転勤も2度経験しました。現在，東京本社の企画課に主任として配属されてから1年になるのですが，先日，また，名古屋に転勤するように命じられました。

会社の就業規則には，「会社は業務上の必要がある場合，職員に配転を命じることがある。」という規定があり，実際にも，頻りに転勤が行われているのですが，地方の支店と本社との間を3年ごとに異動するのが通例で，病気で休職したり，本人の希望があったりする例外的なケースを除けば，私が入社する前から，ずっとそのようであったと聞いています。ですから，転勤を希望したわけでもない私が，なぜ1年で転勤になったのか，不思議に思いました。

私は，仕事のスケールの大きい本社での仕事に非常にやりがいを感じていて，本社に戻ってきてからは，本当に充実した毎日でした。ですから，なぜ，こういうことになったのか，企画課の課長に事情を知っていれば聞かせてほしいと頼んだところ，課長は，「君は，もうすぐ結婚するそうじゃないか。結婚すれば当面何かと大変だし，子供でも生まれれば手間もかかって本社では皆に迷惑が掛かるだろう。ちょうど今回，名古屋支店の総務課の課長代理が，病気で休職したので，その後に行ってもらうことにしたんだ。名古屋は，地方の中核支店の中で比較的暇だけれど，管理業務も経験できるし，何ととっても主任から課長代理への栄転だから，君も文句はないだろう。」という説明を受けました。人事部も課長の意見に賛成して，私を名古屋支店に転勤させることにしたそうです。総合職で入社した女性が結婚した例が過去になく，私が初めてのケースだったので，人事部でも議論があったようです。

確かに私はもうすぐ結婚する予定ですが，結婚相手は作家志望で定職はなく，家事は全部してあげると言ってくれています。私としては，子供ができて，今まで同様仕事に打ち込み，広告や宣伝などの業務も経験して，海外支店でも働いてみたいと考えていただけに，そのような理由で名古屋支店に転勤になったのかと思うと，くやしくて仕方がありません。何とかならないでしょうか。

( 配点 : 50点 )

【出題趣旨】

1. は、配転命令の効力に関する判例法理についての理解を確かめる問題であるが、問題文中に慣行が存在する可能性や女性差別が成立する可能性が示唆されており、解答のためには、それらに関する理解も必要となる。

2. においては、弁護士として確認しておくべき事実が問われているが、慣行や女性差別にかかわる事実だけでなく、請求内容に即した事実を広く検討することが求められる。

なお、出題形式は、サンプル問題以外にも考えられるところであるが、いずれの場合においても、労働法に関する基本的理解を問うものとする。

[ 新司法試験サンプル問題（租 税 法） ]

科目全般について

所得税法を中心とし，これに関連する範囲で法人税法及び国税通則法を含み，いずれも基本的な理解を問うものとする。

〔第 1 問〕 次の各設例につき，その課税関係について論じなさい。

1. A と B とは，夫婦で飲食店(ポップ&モム)を営んでいる。店舗の敷地の所有権や食品衛生法の許可などの名義は，夫 A となっていたが，材料の仕入れについては，その時々状況により，それぞれの名義 A，B を用いて取引を行っていた。このような場合，当該飲食店(ポップ&モム)から生ずる所得はどのように課税されるか。
2. 甲は，フランス料理店(トワエモア)を営んでおり，配偶者である乙が事業に従事していた。甲は，毎月乙に対して 60 万円を支払っていたが，乙は，毎月，料理店の材料の仕入れのため，そこから 20 万円程度の支出をしていた。また，家族の食費等の生計費として 30 万円を支払っていた。乙の受ける支払，並びに，乙が材料の仕入れのため支出する金額，さらに生計費としての支出は課税上どのように扱われるか。

(配点：50点)

【出題趣旨】

1. について

所得の帰属について，事業所得の場合，敷地の所有権や食品衛生法の許可の名義人という法律上の権利はどういう意味を持つのか理解しているかどうかを問う。

2. について

甲の個人事業であることを前提として，個人事業における家族間の支払の取扱いを考える。所得税法第 57 条の事業専従者とみられる場合には，青色と白色とで区別されることに留意させる。仕入れの 20 万円は所得税法第 56 条の問題である。残りの 40 万円はどう考えられるのか。さらに，乙の受ける生計費の 30 万円は，給与に含まれるのか，あるいは，直接，家事費となるのかという，諸点について分析・検討させる。

〔第2問〕 遊技場業を営む有限会社Bは、首都圏一帯に店舗を展開し、良好な業績を誇っている。ところが、2003年初めから、Bの経理担当者である従業員Aが、取引先のCに水増し請求させて過大な経費を計上し、差額を着服する手法により合計1,000万円を得ていた。この事実は、2003年12月1日になって発覚した。Aは所得税の申告をしないでいたところ、所轄税務署長が2003年分の所得税について雑所得に係る総収入金額が1,000万円あったものとして決定処分をした。Aはその後業務上横領罪で起訴され、公判の過程で、Cに対する協力金として500万円を支出していたことが判明している。なお、Bの事業年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

1. Aの訴訟代理人としてこの決定処分の適法性を争う場合、どのような論拠によって主張を組み立てるか。
2. Bの法人税の課税関係はどうなるか。

(配点：50点)

**【出題趣旨】**

所得概念の基本を事例に即して問う問題である。法科大学院における学習を前提として、違法所得が収入金額に算入されるか、支出を必要経費として控除できるか、所得分類が何か、といった論点を事例から読み取り、論点相互の関係を整理しながら順序立てて論ずる能力を試している。これと関連する範囲で、法人税法上の所得計上時期も問うているが、損失と損害賠償請求権について論理的に分析する力を試すものであり、会計の知識を問題にするものではない。

## [ 新司法試験サンプル問題 ( 倒 産 法 ) ]

科目全般について

破産法及び民事再生法を中心として出題する。

〔問 題〕 以下の事案及び添付の契約書 3 通を読んだ上で、小問 1 から 3 までに答えなさい。  
なお、契約書 1 に基づき A 社が有する債権を甲債権、契約書 2 に基づき B 社が有する債権を乙債権、契約書 3 に基づき S 社が有する債権を丙債権という。

### 【事案】

A 社及び B 社は、建設を業とする S 社に対して、それぞれ甲債権及び乙債権を有する。また、B 社と D 社はいずれも E 社の 100% 子会社であり、S 社は D 社に対して丙債権を有している。

かねてから経営難に陥っていた S 社は、平成 17 年 6 月に入ってから、資金繰りが苦しくなり、営業の継続に必要な財産を少しずつ投売りしないと債務の弁済ができない状態になっていた。B 社、D 社及び E 社は、このような S 社の財産状態を知って憂慮していた。

D 社は二つの営業部門を有していたところ、その一つを B 社に承継させるための会社分割について 5 月ごろから B 社と交渉を始め、7 月 1 日に、会社分割契約を B 社と締結し、株主総会決議等の手続を進めていた。この契約によれば丙債権は B 社に承継されることになっていたところ、S 社は、債権者保護手続において特段の異議を述べなかった。

その後、S 社は、D 社から受注を受けた工事を工期限内に完成させ、引渡日である 8 月 25 日に D 社に引き渡した。

9 月 10 日になって、S 社の代表取締役である C は、A 社に対し、甲債権にかかる連帯保証債務について 200 万円を弁済した。9 月 16 日に、S 社が F 社あてに振り出した手形が初めて不渡りになり、さらに、翌週の 22 日には G 社あての手形が不渡りになって、S 社は、同日手形交換所から取引停止処分を受けた。9 月 26 日には、B 社について吸収分割の登記（商法第 374 条ノ 25）がされた。

S 社は 9 月 27 日に破産手続の開始を申し立て、10 月 4 日に S 社に対して破産手続の開始決定がされて、T が破産管財人に選任された。他方、B 社は、10 月 12 日に、T に対し、乙債権を自働債権、丙債権を受働債権とする相殺をする旨の意思表示をした。また、10 月 15 日に、C は、A 社に対して連帯保証債務の履行として 300 万円を弁済した。11 月 5 日に終了した債権届出の期間中に、甲債権について、A 社は 1,000 万円、C は 500 万円の債権届出をそれぞれした。

1. T は、A 社及び C の届出債権について、どのような認否をすべきか。A 社及び C が S 社の破産手続において、それぞれどのような額で破産債権を行使することができるかについての検討を踏まえて解答しなさい。なお、元本以外の請求権については考慮しないものとする。
2. A 社及び C が小問 1 における T の認否を争う場合に、どのような法的手段を採ることができるか。
3. T は B 社からの相殺の意思表示を受けて、どのような対応をすべきか。

## 契約書 1

### 金銭消費貸借兼連帯保証契約書

貸主 A 社，借主 S 社，連帯保証人兼物上保証人 C は，次のとおり金銭消費貸借契約及び連帯保証契約並びに抵当権設定契約を締結する。

第 1 条 A 社は S 社に対し，本日，金 1，000 万円を貸し付け，S 社はこれを借り受けて返済することを約した。

第 2 条 返済期日は平成 17 年 9 月 10 日とする。

第 3 条 前条記載の期限までに S 社が借入金の返済を怠った場合，S 社は A 社に対し，元本及びこれに対する返済期日の翌日から支払済みまで年 12 % の割合の遅延損害金を付加して支払わなければならない。

第 4 条 C は，S 社が本契約に基づいて負担する一切の債務について，S 社の連帯保証人となり，S 社と連帯して返済を行う。

第 5 条 C は，第 1 条記載の S 社が A 社に対して負担する債務を担保するため，C 所有にかかる別紙物件目録記載の不動産につき，第 1 順位の抵当権を設定する。

この契約成立を証するため，本書 3 通を作成し，各自署名押印の上，それぞれ各 1 通を保有する。

平成 17 年 3 月 10 日

( 当事者欄 )

省 略

( 物件目録 )

省 略

## 契約書 2

### 金 銭 消 費 貸 借 契 約 書

B社とS社は、次のとおり金銭消費貸借契約を締結した。

#### 第 1 条【消費貸借の成立】

B社は、平成17年2月1日、金2,000万円をS社に貸し渡し、S社はこれを受領して借り受けた。

#### 第 2 条【利息】

S社はB社に対し、毎月末日限り、元本に対し年5分の割合の利息を支払う。

#### 第 3 条【弁済期】

S社はB社に対し、平成17年9月10日限り、元本及び同月分の利息を一括して弁済する。

#### 第 4 条【期限の利益の喪失】

S社が第2条に定める利息の支払を1回でも怠った場合、S社は当然に期限の利益を喪失し、B社に対し、その時点における元利金全額を直ちに弁済しなければならない。

本契約締結の証として本書2通を作成し、B社及びS社は記名捺印の上、互いに各1通を保有する。

平成17年2月1日

(当事者欄)

省 略

### 契約書 3

## 工 事 請 負 契 約 書

注文者 D 社  
請負人 S 社  
工事名 駐車場造成及び舗装工事

D社とS社は、上記工事の施工につき、以下の条項に基づいて、工事請負契約を締結する。  
(請負代金内訳明細書、工事請負契約約款、設計図、仕様書等は省略。)

- 1 工事場所 県 市 町 1 - 2 - 3 所在 駐車場予定地
- 2 工 期 着 手 平成 1 7 年 5 月 1 0 日  
完 成 平成 1 7 年 8 月 1 5 日
- 3 引 渡 日 平成 1 7 年 8 月 2 5 日
- 4 請 負 代 金 額 金 1 , 5 0 0 万円
- 5 請負代金の支払日 平成 1 7 年 9 月 2 5 日
- 6 その他特記事項 省 略

この契約の証として本書 2 通を作り、各当事者が記名押印して、各 1 通を保有する。

平成 1 7 年 5 月 1 日

(当事者欄)

省 略

(配点：60点)

【出題趣旨】

1. 新破産法第104条(特に手続開始時現存額主義)の理解を問う問題であり、条文を正確な理解に基づいて適用した上で、債権者A社及び連帯保証人兼物上保証人Cが甲債権について行使できる破産債権の額を具体的に導けるかを問うものである。
2. 破産管財人が破産債権の額について認めなかった場合に、届出をした破産債権者が自己の債権の確定のために採ることができる手段について問う問題であり、破産債権査定申立て及びこの申立てについての決定に対する異議の訴えという破産債権の確定過程の基本について説明を求めるものである。
3. 新破産法第71条第1項の相殺禁止の適用の有無について論じた上で、同条第2項の相殺禁止の解除事由の存否(特に第1号の「法定の原因」に会社分割が含まれるか)について解釈論を展開できるかどうかを問う問題である。

## [ 新司法試験サンプル問題 ( 経 済 法 ) ]

科目全般について

経済法においては、独占禁止法関係の分野を中心に出题する。

〔問 題〕 甲市は、造園工事について、予定価格が1億円以上の工事、5,000万円以上1億円未満の工事、2,000万円以上5,000万円未満の工事及び2,000万円未満の工事に分けて、指名競争入札の方法により発注を行っている。甲市において造園工事業を営む事業者(以下、「事業者」という。)60社は、各社の規模、実績等から、予定価格が1億円以上の工事を行う事業者をAランク、5,000万円以上1億円未満の工事を行う事業者をBランク、2,000万円以上5,000万円未満の工事を行う事業者をCランク、2,000万円未満の工事を行う事業者をDランクに区分し、60社は、自社の属するランクより上位のランクの事業者が行うとしている工事を受注することはできず、予定価格1億円以上の工事については、Aランクに属する事業者だけが受注することができるというルールの下に相互に協力してきた。

公正取引委員会の調査の結果、予定価格1億円以上の工事については、遅くとも5年前から、入札の指名を受けた事業者(以下「指名業者」という。)は、各自が幹事会社であるY1に指名通知を受けた旨連絡する、Y1は、指名業者のうちAランクの事業者のうち1社を受注予定者として決定し、受注予定者とした指名業者に連絡する、当該指名業者は他の指名業者に対し、自社が受注予定者になった旨を告げて協力を求め、入札すべき価格等を連絡する、他の指名業者は受注予定者が受注できるように協力するというルールで受注調整が行われていたことを認めるのに十分な証拠が収集された。他方、予定価格1億円未満の工事の入札においては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力していることを認めるのに十分な証拠は収集できなかった。

予定価格1億円以上の工事の入札について指名実績のある事業者はAランクに属するY1～Y7及びBランクに属するY8～Y20であるが、このうち受注実績があるのは、Y1～Y7のみであった。

公正取引委員会に対し、Y8～Y20は、自分たちがこれらの物件について指名を受けても自ら受注しようとせずにY1の決定した受注予定者に協力してきたのは、予定価格1億円未満の工事における入札においてAランク業者の協力を得ることを期待するとともにAランク業者に協力しなければ業界ぐるみの制裁を受けるおそれがあったからであると供述しており、そのような事実があったものと認められた。

また、Y8～Y20は、受注実績がなく何ら利益を得ていないし、一方的に拘束を受けているだけであるから、独占禁止法違反にはならないと主張している。他方、Y1～Y7は、Y8～Y20も入札予定者が受注できるよう協力してきたのであり、またいわゆる市場は予定価格5,000万円以上の工事というべきであり、Y8～Y20の法的責任も追及するか、さもなければY1～Y7の法的責任も追及すべきでないと主張している。

1. Y1～Y20の前記各行為は、独占禁止法違反に当たるか。理由を付して述べよ。
2. 公正取引委員会の立入検査は13か月前に行われたところ、Y1～Y20は、立入検査後

は受注調整をやめている。公正取引委員会はいかなる法的措置を採ることができるかについて説明せよ。

(配点：50点)

【出題趣旨】

本問においては、60の事業者が各ランクに属する事業者を区分し、各ランクにおいて入札談合を行っている疑いがあるとして公正取引委員会が調査を開始した。しかし、その結果、予定価格1億円以上の工事についての入札談合のみを立証できる証拠があった事案である。

1は、この場合に不当な取引制限が成立するかどうかという独占禁止法第2条第6項の要件の具体的な当てはめを問うている。予定価格1億円以上の工事だけで一定の取引分野が成立するかどうか、成立するとすればY8～Y20の行為は一方的な拘束にすぎず相互拘束の要件を満たすのか否か、逆に予定価格が1億円以上の工事と5,000万円以上1億円未満の工事を含めた広い一定の取引分野しかないのか、それらの場合、Y1～Y7及びY8～Y20の行為は相互拘束性があるのか、及び競争の実質的制限の要件を満たすかなど、独占禁止法第2条第6項の要件を正確に検討できるかどうかを問うている。新司法試験の問題には、基本的な知識を問う基本問題と応用問題が有り得る。応用問題では、例えば、事実関係を法律上の要件に当てはめるという作業の前に、受験者の側で様々な事実関係を想定して、場合分けをして解答を作成するなどにより、事例の問題点の抽出とその論理的な整理も必要となる。本問では場合分けまでは求めていないが、本問も応用問題に属する。

2は、入札談合に対する法的措置に何があるかという基本的知識を問う問題である。本問では、排除措置（勧告又は審判開始決定）、課徴金納付命令及び刑事告発が検討されるが、本問では違反行為終了後1年を経ており排除措置を採り得ないこと（独占禁止法第7条第2項）、仮にY8～Y20の行為が第3条後段の違反に当たるとしても、Y8～Y20には独占禁止法違反行為による売上高がないので課徴金を課し得ないこと、Y1～Y7については、違反行為を終了した時点からさかのぼって3年間の受注実績（売上高）をもって課徴金の額が算定されること（独占禁止法第7条の2第1項）、などを指摘することが求められる。

[ 新司法試験サンプル問題（国際関係法〔公法系〕） ]

科目全般について

国際関係法（公法系）は、国際法、国際人権法及び国際経済法を対象とするものとされている（平成16年8月2日付け司法試験委員会による「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）」）。その出題は、国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。

〔第1問〕 国際法に詳しい弁護士甲は、国税庁から、以下の税務上の取扱いに関する法律相談を受けた。

国税庁の相談の内容であるが、「東京にあるX国大使館は、大使館の日本人職員10名に対し、同国国庫から給与を支払っている。この10名はいずれも東京都内に居住していることから、給与支払者たるX国大使館に源泉徴収義務を課して、日本人職員に支払われる給与から所得税を源泉徴収させて国に納付させようと考えている。この取扱いについて、国際法上、問題となり得る点があれば指摘し、その問題点について国税庁として説明できるよう、報告書にまとめてもらいたい。」というものであった。

本件法律相談について、甲の立場に立って、国際法上の問題の指摘と、国税庁の取扱いを是とするために、どのような立論をすべきかを答えよ。なお、相談内容の事実関係により解答に場合分けが必要であれば、どの点について事実関係の確認が必要かを示した上で、場合分けをして解答せよ。

（参考条文）所得税法

第5条第1項 居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。

第6条 第28条第1項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで（源泉徴収）に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第28条第1項 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

第183条第1項本文 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

（配点：50点）

【出題趣旨】

本問は、国内法上の法律関係における国際法の解釈・適用を問うものである。本問では、外交使節団及び外国国家の国際法上の位置付けを手掛かりにして、外国国家の課税上の地位について、筋道を追って論証する能力が試される。

〔第2問〕 A国とB国は、海域を挟んで向かい合う位置関係にあり、両国の基線間の距離は400海里に満たない。両国間の大陸棚の画定につき、等距離・中間線によるべきという点で、両国の見解は一致しているが、両国の間で、大陸棚の境界画定はまだ行われていない。A国が、中間線をまたいで存在する海底鉱物資源について、科学調査と称する調査活動を開始した。弁護士甲は、B国外務省より依頼を受け、同国が、A国の当該調査活動について国際司法裁判所に提訴するに当たり、B国が行うことのできる申立てとその国際法上の根拠について助言を求められた。弁護士甲の立場で答えよ。

なお、両国とも、海洋法に関する国際連合条約の当事国である。B国は大陸棚宣言や国内立法を行っていない。両国は、いずれも国際司法裁判所規程第36条第2項の選択条項を受諾しており、管轄権について争う余地はない。

(配点：50点)

**【出題趣旨】**

本問は、大陸棚の基本的な構造（大陸棚に対する権利の内容・性質、境界画定の法理など）にかかわる論点を抽出し、かつ分析する能力を問い、さらに、関連し得る実定国際法を現実に適用し説得力のある解釈・適用を導くとともに、それに基づく請求の立て方と根拠を構築する能力を試す問題である。

[ 新司法試験サンプル問題（国際関係法〔私法系〕） ]

科目全般について

国際関係法（私法系）は、国際私法、国際取引法及び国際民事手続法を対象とするものとされている（平成16年8月2日付け司法試験委員会による「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）」）が、国際取引法については、主として国際売買、国際運送及び国際支払に関して日本において実定法としての効力を有する法令（私法）を中心として、国際民事手続法については、国際倒産以外の分野を中心として出題する。

〔第1問〕 イスラム教徒である甲国人女Aは、幼少の時から日本に居住し、非イスラム教徒である日本人男Bと日本で婚姻して婚姻生活を送っていた。婚姻から10年後、Aは、「イスラム法の下では、イスラム教徒である女と非イスラム教徒である男の婚姻は無効である。」と主張し、日本の裁判所に婚姻無効の訴えを提起した。裁判所は、裁判管轄権の問題を含めてどのように判断すべきか。

なお、甲国の国際私法中には、「婚姻の実質的成立要件は各当事者の本国法による」旨の規定があり、また、甲国の民法X条は、「すべての甲国人の身分関係は、その宗教のいかんを問わずイスラム法による」旨、民法Y条は、「当事者が共に非イスラム教徒であるときは、その身分関係に関する紛争は当事者双方が共に帰属する宗教の法による」旨、及び民法Z条は、「イスラム教徒の女と非イスラム教徒の男との婚姻は、無効とする」旨をそれぞれ規定しているものとする。

（配点：60点）

【出題趣旨】

国際結婚の有効性が争われる事例に関し、涉外家事事件の国際裁判管轄権に関する基礎的な理解を確認した上で、婚姻の成立要件に関する規定の適用、反致の成否、人際法の適用、公序則の適用など、準拠法決定の具体的な過程を通して、国際私法の総則と家族法に関する規定について、基本的な知識を問うものである。

〔第2問〕 日本に主たる営業所を有する会社Aは、甲国に主たる営業所を有する会社Cから一定量の穀物を一定の限度額内でFOB（インコタームズ2000）条件によって買い受けることを内容とする契約の締結を日本に営業所を有するBに対して委任した。Bは、Aを代理して、甲国において、上記委任契約で定められた量及び限度額を超える穀物を買受ける契約を上記FOB条件によってCと締結した。Aは、穀物を緊急に取得する必要があったため、売買契約に係るすべての穀物の船積み時期を3週間早めるようCに対して依頼した。AB間には委任契約の準拠法を日本法とする合意があり、本件事案に関する紛争について日本の裁判所が管轄権を有することを前提として、以下の問いに答えよ。なお、各問いは独立した問いである。

1. BC間で売買契約の準拠法を甲国法とする旨の合意があった場合、BC間の売買契約がAについて効力を生ずるか否かはどこの国の法によって判断されるか。
2. BC間で売買契約の準拠法を日本法とする旨の合意があり、BC間の売買契約がAについて効力を生ずる場合、船が途中で沈没して船積みされた穀物が滅失したときに、AはCに対して代金支払義務を負うか。

（配点：40点）

#### 【出題趣旨】

国際売買の事例に関し、代理人が権限を越えて行為した場合の本人への効果の帰属（追認、表見代理等）を判断する準拠法についての考え方と、日本法を準拠法とする売買契約において当事者がインコタームズを引用していた場合の危険負担の処理という貿易条件についての基本的な解釈を問うものであって、国際私法の財産法分野の問題と国際取引法の問題とを融合させたものである。

## [ 新司法試験サンプル問題（環境法） ]

### 科目全般について

環境法においては、環境基本法の体系に属する法律を対象とし、これらに関する環境問題をめぐる訴訟及び法政策について、基本的な知識及び理解を問うものとする。

都市関係法，原子力関係法以外の分野のうち，環境基本法，環境影響評価法，大気汚染防止法，水質汚濁防止法，土壌汚染対策法，循環型社会形成推進基本法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，自然環境保全法，地球温暖化対策の推進に関する法律を中心として出題する。国際環境条約については，それ自体についての法律上の論点や国内法と関連しないそれ自体の知識を問うことはしない。

〔第1問〕 Aは，1960年から化学工場を設置し，操業をしてきたが，1999年3月に工場を閉鎖した。BはAから工場跡地（以下，「本件土地」という。）を購入し，これを住宅地として開発し，2003年3月にマンションとして分譲し，Cらがマンションを購入した。ところが，2004年2月に本件土地一帯から，土壌環境基準を超えるカドミウムによる土壌汚染が発見され，Dの所有地を含む周辺土地への汚染の拡大が懸念されている。

この場合について以下の問いに答えよ。

1. 都道府県知事はどのような対応をすることが考えられるか。
2. Cら及びDは，だれに対してどのような請求ができるか。
3. 小問1における都道府県知事の対応の結果，汚染除去等をした者はその除去費用をさらに他人に請求することができるか。

（配点：50点）

### 【出題趣旨】

土壌汚染を素材として複数の主体の関係を整理・分析する能力を見る問題である。土壌汚染に関連する法制度（土壌汚染対策法，民法〔瑕疵担保責任，不法行為責任，物権的請求権等〕，行政事件訴訟法）についての横断的な理解を求めるものである。土壌汚染対策法に関しては，指定区域の指定，措置命令の対象，法施行前の問題における責任の遡及，求償関係について論じさせることをねらっている。

〔第2問〕 資料1は、1970年制定当時の水質汚濁防止法である。同法は、資料2に掲げられている1958年制定の「公共用水域の水質の保全に関する法律」、 「工場排水等の規制に関する法律」（いわゆる「水質二法」）を廃止して制定されたものである。制定時の水質汚濁防止法は、水質二法と比較して、どのような特徴を有するものであったか。環境規制の基本的な考え方及び具体的な規制内容・手法の違いについて論ぜよ。

（配点及び出題趣旨は、資料の後に掲載。）

## 資料 1

### 水質汚濁防止法（抄）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によつて公共用水域の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この法律において「排水水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

#### 第二章 排水水の排出の規制

##### （排水基準）

第三条 排水基準は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、総理府令で定める。

2 前項の排水基準は、前条第二項第一号に規定する物質（以下「有害物質」という。）による汚染状態にあつては、排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排水水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ

め、経済企画庁長官及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(排水基準に関する勧告)

第四条 経済企画庁長官は、公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排水基準を定め、又は同項の規定により定められた排水基準を変更すべきことを勧告することができる。

(特定施設の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
- 七 排出水の汚染状態及び量その他の総理府令、通商産業省令で定める事項

(経過措置)

第六条 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第八条 都道府県知事は、第五条又は前条の規定による届出があつた場所において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排出口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排出水に係る排水基準(第三条第一項の排水基準(同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。)をいう。以下単に「排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第五条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第五条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一号若しくは

第二号に掲げる事項に変更があつたとき，又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは，その日から三十日以内に，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（承継）

第十一条 第五条又は第六条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け，又は借り受けた者は，当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第五条又は第六条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは，相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は，当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条又は第六条の規定による届出をした者の地位を承継した者は，その承継があつた日から三十日以内に，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（排水水の排出の制限）

第十二条 排水水を排出する者は，その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2 前項の規定は，一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については，当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては，一年間）は，適用しない。ただし，当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき，及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は，この限りでない。

（改善命令等）

第十三条 都道府県知事は，排水水を排出する者が，その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは，その者に対し，期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ，又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一次停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は，前項の規定による命令について準用する。

（排水水の汚染状態の測定等）

第十四条 排水水を排出する者は，総理府令，通商産業省令で定めるところにより，当該排水水の汚染状態を測定し，その結果を記録しておかなければならない。

2 排水水を排出する者は，当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して，当該特定事業場の排出口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。

3 排水水を排出する者は，有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）が地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。

### 第三章 水質の汚濁の状況の監視等

（常時監視）

第十五条 都道府県知事は，公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

（測定計画）

第十六条 都道府県知事は，毎年，国の地方行政機関の長と協議して，当該都道府県の区域に属する公共用水域の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

- 2 測定計画には、国及び地方公共団体の行なう当該公共用水域の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、測定計画に従つて当該公共用水域の水質の測定を行ない、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

(公表)

第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

(緊急時の措置)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第四章 中央水質審議会等

(中央水質審議会)

第十九条 経済企画庁に、中央水質審議会(以下「中央審議会」という。)を置く。

- 2 中央審議会は、経済企画庁長官の諮問に応じ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議する。
- 3 中央審議会は、前項に規定する重要事項に関し、経済企画庁長官に意見を述べることができる。

第二十条 (略)

(都道府県水質審議会)

第二十一条 (略)

#### 第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、排水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

第二十三条 (略)

(資料の提出の要求等)

第二十四条 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関

の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域の水質の汚濁の防止に関し意見を述べることができる。

- 3 河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。）、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）その他公共用水域の管理を行なう者で政令で定めるものは、この法律の施行に関して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該公共用水域の水質の汚濁に防止に関して意見を述べることができる。

（国の援助）

第二十五条 国は、公共用水域の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

- 2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（研究の推進等）

第二十六条 国は、汚水等の処理に関する技術の研究、汚水等が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の研究その他公共用水域の水質の汚濁の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（経過措置）

第二十七条 （略）

（事務の委任）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第十六条第一項に規定する事務を除く。）は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができる。

（条例との関係）

第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、排出水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）に関し、並びに特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び同号に規定する項目によつて示される水の汚染状態に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

## 第六章 罰則

第三十条 第八条又は第十三条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定に違反した者
- 二 第十八条の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第一項の規定に違反した者

三 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十条又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

## 資料 2

### 公共用水域の水質の保全に関する法律（抄）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、公共用水域の水質の保全を図り、あわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資するため、これに必要な基本的事項を定め、もつて産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

##### （水質の保全）

第二条 何人も、公共用水域及び地下水の水質の保全に心掛けなければならない。

##### （定義）

第三条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（公共下水道及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び都市下水路をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

2 この法律において「水質基準」とは、工場若しくは事業場（工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。）、鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。）、水洗炭業（水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。）に係る事業場、公共下水道又は都市下水路から第五条第一項に規定する指定水域に排出される水（以下単に「排出水」という。）の汚濁（放射線が発生する物質による汚染を除く。以下同じ。）の許容限度をいう。

#### 第二章 水質基準

##### （調査基本計画）

第四条 経済企画庁長官は、次条第一項及び第二項に規定する指定水域の指定及び水質基準の設定の円滑な実施を図るため、公共用水域の水質の調査に関する基本計画（以下「調査基本計画」という。）を立案し、水質審議会の議を経て、これを決定する。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により調査基本計画を定め又は変更したときは、これを公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

##### （指定水域及び水質基準）

第五条 経済企画庁長官は、公共用水域のうち、当該水域の水質の汚濁が原因となつて関係産業に相当の損害が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響が生じているもの又はそれらのおそれのあるものを、水域を限つて、指定水域として指定する。

2 経済企画庁長官は、指定水域を指定するときは、当該指定水域に係る水質基準を定めなければならない。

3 前項の水質基準は、第一項の指定の要件となつた事実を除去し又は防止するため必要な程度をこえないものでなければならない。

4 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、水質審議会の議を経なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(意見の聴取)

第六条 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(公示等)

第七条 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めるときは、当該指定水域及び水質基準を公示するとともに、その旨を関係行政機関の長に通知しなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

2 指定水域の指定及び水質基準の設定並びにこれらの変更は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(関係行政機関の義務)

第八条 前条第一項の通知を受けた関係行政機関の長は、指定水域の水質の保全に関する事項に係る事務を処理するにあつては、当該指定水域に係る水質基準を尊重してしなければならない。

(遵守義務)

第九条 排水を排出する者は、当該指定水域に係る水質基準を遵守しなければならない。

(資料の提出の要求等)

第十条 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

(調査に対する協力)

第十一条 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めるために、その職員又はその委嘱した者に公共用水域の水質に関し調査させる場合には、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この章に定めるもののほか、調査基本計画の決定、変更及び公表、指定水域の指定及び変更、水質基準の設定及び変更並びに指定水域及び水質基準の公示に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 水質審議会

(水質審議会)

第十三条 経済企画庁に、水質審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、経済企画庁長官の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 調査基本計画の決定及びその変更に関すること。

二 指定水域の指定及びその変更に関すること。

三 水質基準の設定及びその変更に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、公共用水域の水質の調査その他公共用水域及び地下水の水質の保全に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、経済企画庁長官に意見を述べることができる。

(組織)

第十四条 (以下略)

附 則 (略)

## 工場排水等の規則に関する法律（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、製造業等における事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「製造業等」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）及びガス供給業並びにこれらに類する事業であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定施設」とは、製造業等の用に供する施設のうち、汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出するものであつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「汚水処理施設」とは、特定施設から排出される汚水等を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

4 この法律において「工場排水等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

5 この法律において「公共用水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）第三条第一項に規定する公共用水域をいう。

6 この法律において「水質基準」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第三条第二項に規定する水質基準をいう。

7 この法律において「指定水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第五条第一項に規定する指定水域をいう。

### （水質の保全）

第三条 特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用水域の水質の保全に心掛けなければならない。

### （特定施設の設置等の届出）

第四条 工場排水等を指定水域に排出する者は、特定施設を設置し、又は変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の設置又は変更に関する計画
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 汚水等の処理の方法
- 七 工場排水等の水質
- 八 その他主務省令で定める事項

### （経過措置）

第五条（略）

### （特定施設の使用の方法等の変更の届出）

第六条 第四条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四条第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次の

事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、工場排水等の水質の変更を伴わない場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 特定施設の使用の方法又は汚水等の処理の方法

二 工場排水等の水質

(汚水等の処理の方法の計画の変更等の命令)

第七条 主務大臣は、第四条又は前条の規定による届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、汚水等の処理の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

2 主務大臣は、第四条の規定による届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によつては当該工場排水等の水質を当該水質基準に適合させることが著しく困難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、特定施設の設置又は変更に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第八条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは変更し、又は特定施設の使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更してはならない。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(使用開始の届出)

第九条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は汚水処理施設の設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第四条又は第五条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四条第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第四条又は第五条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第四条又は第五条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第四条又は第五条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(汚水等の処理の方法の改善等の命令)

第十二条 主務大臣は、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その工場排水等を指定水域に排出する者に対し、期限を定めて、汚水等の処理の方法の改善、特定施設の使用の一時停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(水質の測定)

第十三条 工場排水等を指定水域に排出する者であつて政令で定めるものは、主務省令で定めるところにより、その工場排水等の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(立入検査)

第十四条 主務大臣は、指定水域の水質の保全を図るために必要な限度において、その職員に、工場排水等を指定水域に排出する者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、特定施設、汚水処理施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第十五条 主務大臣は、公共用水域の水質の保全を図るために必要な限度において、特定施設を設置している者に対し、その特定施設の状況、汚水等の処理の方法又は工場排水等の水質に関し報告をさせることができる。

(国の援助)

第十六条 国は、汚水処理施設の設置を促進し、公共用水域の水質の保全に資するため、汚水処理施設の設置又は改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(技術の研究)

第十七条 主務大臣は、特定施設から排出される汚水等の処理を適切にするため、これに関する技術の研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(異議の申立)

第十八条～第二十条 (略)

(主務大臣)

第二十一条 この法律において主務大臣は、特定施設の種類ごとに政令で定めるところにより、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は運輸大臣とする。

2 この法律において主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令とする。

(権限の委任)

第二十二条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十三条 第七条第一項若しくは第二項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八条第一項の規定に違反した者
- 三 第十三条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第十四条第一項の規定による検査を拒み，妨げ，又は忌避した者

五 第十五条の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前三条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第九条，第十条又は第十一条第三項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，一万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

（配点：50点）

**【出題趣旨】**

1970年の公害国会で制定・改正された環境法の法政策的特徴を，水質汚濁防止法を例にして問うものである。「調和条項」の存在ゆえに規制に対して抑制的になっていた水質二法の特徴を抽出し，その基本的特徴を水質汚濁防止法の条文と比較することにより対比させ，経済発展に配慮した最小限規制政策から生活環境保全に重きを置いた未然防止政策へと転換したことを的確に論述することが求められる。